府立布施高等学校での負傷事故に係る損害賠償請求に関する

知事専決処分について

◇事案の概要

○平成25年8月18日、同校陸上部ＯＢである申立人が、専門学校の実習のため陸上部の活動に参加していたところ、校庭のテントが突風で飛び、頭部に26針縫うけがを負った。

○テントは杭、重り等で固定されておらず、府は設置・管理の瑕疵を認めざるを得ない状況であった。

○申立人とは治療費等の支払いの交渉を行っていたが、額の傷痕の後遺障害の認定で意見の相違があり、申立人が平成27年7月31日に約969万円の支払いを求め、大阪簡易裁判所に調停申立てを行った。

　○平成28年6月17日、調停委員会から解決金2,150,350円の調停勧告があった。

◇知事専決処分の内容

○調停勧告を受け入れ、府が申立人に対し解決金2,150,350円を支払う。

◇知事専決理由

○解決金は、妥当なものと考えられる。

○府に設置・管理の瑕疵があり、早期の被害者救済のため一刻も早く解決したい。